

令和6年度 交通ネットワーク構築に向けた小諸駅前広場社会実験及び 地域公共交通サービス評価業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本業務は、中心市街地に賑わいを創出する施設が計画的に誘導され、公共交通がより充実した“多極ネットワーク型コンパクトシティ”の形成を目指し、立地適正化計画に基づく交通ネットワークの構築及び駅前広場の改良に向け、小諸駅前広場での社会実験や地域公共交通サービスの評価を行い、小諸駅を起点とした地域公共交通ネットワーク再編のための方策を取りまとめるものである。

そして、駅前広場の改良にあっては、駅前広場が周辺の市街地と一体的になるような機能検討を行うよう、国土交通省都市局から「駅まちデザインの手引き」が示されており、また、地域公共交通ネットワークの構築にあっては、コンパクトなまちづくり推進のための公共交通再編を検討するよう、国土交通省総合政策局から「地域公共交通計画の作成と運用の手引き」が示されており、これらの手引きを活用し、市のコンパクトシティ施策及び公共交通の事情に応じた、地域独自の方策を取りまとめる必要がある。

本要領は、本業務を受託する者の選定にあたり、創造性、技術力、経験、見積額などを適正に審査し、その業務の実施に最も適した候補者を選定することを目的とし、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 交通ネットワーク構築に向けた小諸駅前広場社会実験及び地域公共交通サービス評価業務委託

(2) 業務内容

- ① 計画準備
- ② 小諸駅前広場社会実験業務
- ③ 地域公共交通サービス評価
- ④ 取りまとめ

詳細は、「令和6年度 交通ネットワーク構築に向けた小諸駅前広場社会実験及び地域公共交通サービス評価業務委託 仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 事業を円滑に進めるための留意点
- ② 多極ネットワーク型コンパクトシティ形成への配慮事項
- ③ ワーキンググループ運営にかかる提案
- ④ 社会実験における歩行者滞留空間の評価にかかる提案
- ⑤ 地域公共交通サービス評価の取りまとめ方法にかかる提案

(4) 業務場所

小諸市相生町一丁目

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(6) 委託金額（上限価格）

本業務の上限価格は次のとおりとする。

金 20,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳

小諸駅前広場社会実験業務（仕様書 2-1, 2-2, 2-4） 15,400,000 円

地域公共交通サービス評価業務（仕様書 2-1, 2-3, 2-4） 5,500,000 円

合 計 20,900,000 円

2 参加資格要件

参加は、単体企業又は共同企業体（JV）のいずれかによるものとする。

(1) 共通要件

次に定めるすべての条件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 6 条に基づく措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体から入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

(2) 単体企業として参加する場合

次に定めるすべての条件を満たすこと。

- ① 小諸市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- ② 次に掲げる社会実験及び公共交通サービスの評価等の実績を単体企業もしくは共同企業体で有すること。ただし、令和元年 4 月以降に業務を完了したものに限る。なお、共同企業体での実績は代表企業であるものに限る。

ア 国、地方公共団体又は独立行政法人発注による、駅前広場等の公共交通関連

施設での交通に関する社会実験の運営や影響の評価を実施した業務

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人発注による、地域公共交通計画の策定又は地域公共交通の現状サービスの評価を実施した業務

- ③ 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、その協力事務所は本業務の他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- ④ 管理技術者及び各担当主任技術者は参加者の組織に所属していること。
- ⑤ 管理技術者と各担当主任技術者は兼任できないこととする。
- ⑥ 主任技術者は各分野に一人ずつ配置すること。
- ⑦ 管理技術者は技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、公告日までに登録が完了しているものであり、上記②ア又はイのいずれかの業務実績を有するもの。ただし、令和元年4月以降に完了した業務に限る。

(3) 共同企業体（JV）として参加する場合

次に定めるすべての条件を満たすこと。

- ① 共同企業体の要件は、以下のとおりである。

ア 構成員は3者以内とすること。

イ 最少出資比率は20%とし、代表者の出資比率は50%以上とすること。

ウ 代表者が小諸市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録された者であること。

- ② 共同企業体の代表者又は構成員は、次に掲げる社会実験及び公共交通サービスの評価等の実績を単体企業もしくは共同企業体で有すること。ただし、令和元年4月以降に業務を完了したものに限り。なお、共同企業体での実績は代表企業であったものに限り。

ア 国、地方公共団体又は独立行政法人発注による、駅前広場等の公共交通関連施設での交通に関する社会実験の運営や影響の評価を実施した業務

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人発注による、地域公共交通計画の策定又は地域公共交通の現状サービスの評価を実施した業務

- ③ 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、その協力事務所は本業務の他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- ④ 管理技術者及び各担当主任技術者は参加者の組織に所属していること。
- ⑤ 管理技術者と各担当主任技術者は兼任できないこととする。
- ⑥ 主任技術者は各分野に一人ずつ配置すること。
- ⑦ 管理技術者は技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、公告日までに登録が完了しているものであり、上記②ア又はイのいずれかの業務実績を有するもの。ただし、令和元年4月以降に完了した業務に限る。

(4) 協力事務所

- ① 協力事務所となる者は、本プロポーザルの参加者となれない。
- ② 協力事務所となる者は、複数の参加者の協力事務所を重複できない。
- ③ 協力事務所の配置予定技術者は、公告日以前に、当該協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

3 担当部局及び提出先等

(1) 担当部局及び提出先

小諸市建設水道部都市計画課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

電話 0267-22-1700 (内線 2242) FAX 0267-24-3570

電子メール tokei@city.komoro.nagano.jp

(2) 事務等の取扱日時

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 実施に係る日程

項目	日程
実施要領・各種様式等の公表	令和6年4月26日(金)
参加表明書、質問の提出期限	令和6年5月10日(金)
質問に対する回答	令和6年5月15日(水) ホームページに掲載する。
参加申請書の提出期限	令和6年5月17日(金)
参加確認結果通知	令和6年5月24日(金)
提案書の提出期限	令和6年6月3日(月)
審査(プレゼンテーション)	令和6年6月17日(月) 詳細が決定し次第、参加者に通知する。
結果発表(公表・通知)	令和6年6月下旬予定 提案者に通知するとともに、ホームページに掲載する。

5 提出様式等の作成について

提出書類等の様式を、次の(1)～(15)に定める。なお、作成の要領は「令和6年度 交通ネットワーク構築に向けた小諸駅前広場社会実験及び地域公共交通サービス評価業務委託 提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)」によるものとする。

(1) 参加表明書(様式1)

- (2) プロポーザル参加申請書(様式2)
- (3) 参加資格要件に関わる誓約書(様式3)
- (4) 情報の取り扱いに関わる誓約書(様式4)
- (5) 設計共同企業体結成届(様式5)
- (6) 設計共同企業体協定書(様式6)
- (7) 企業概要書(様式7)
- (8) 受託実績一覧(様式8)
- (9) 予定管理技術者の経歴(様式9)
- (10) 提案書(様式10)
- (11) 業務実施体制(様式11)
- (12) 業務実績(様式12-1、12-2、12-3)
- (13) 業務実施方針、業務内容(様式13)
- (14) 見積書(様式14)
- (15) 企画提案を求める具体的内容(任意様式)

6 実施要領、各種様式等の配布期間及び入手方法

- (1) 配布期間
公告日から令和6年5月17日(金)まで
- (2) 入手方法
小諸市役所ホームページ(<http://www.city.komoro.lg.jp/>)からダウンロードをすること。(市役所窓口での配布は行わない。)

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月10日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出先及び提出方法
提出先まで参加表明書を電子メールにて送信し、送信後、担当部局まで電話連絡をすること。
- (3) 提出書類
参加表明書(様式1)
- (4) 提出部数
1部

8 質問及び回答

- (1) 受付期限
令和6年5月10日(金)午後5時15分まで

(2) 提出方法

提出先まで質問を電子メールにて送信し、送信後、担当部局まで電話連絡をすること。なお、質問は参加表明書を提出した者に限る。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問内容と合わせて受付期間終了後、令和6年5月15日（水）までにホームページに掲載する。

9 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時15分まで（土、日曜及び祝日を除く）

(2) 提出先及び提出方法

提出先へ持参または郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式2）
- ② 参加資格要件に関わる誓約書（様式3）
- ③ 情報の取り扱いに関わる誓約書（様式4）
- ④ 設計共同企業体結成届（様式5）※
- ⑤ 設計共同企業体協定書（様式6）※
- ⑥ 企業概要書（様式7）
- ⑦ 受託実績一覧（様式8）
- ⑧ 予定管理技術者の経歴（様式9）
- ⑨ 納税証明書

※ 様式5及び6は、共同企業体（JV）で応募する者に限る。

(4) 提出部数

各1部

10 参加確認結果の通知

提出された参加申請書に記載の連絡担当者あてに、担当部局からメール及び書面にて通知する。

11 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時15分まで（土、日曜及び祝日を除く）

(2) 提出先及び提出方法

提出先へ必ず持参にて提出すること。

(3) 提出書類

次に掲げるア～カをA4、2穴とし、ファイルファスナー等で綴じること。なお、企業名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

- ア 提案書（様式 10）
- イ 業務実施体制（様式 11）
- ウ 業務実績（様式 12-1、12-2、12-3）
- エ 業務実施方針、業務内容（様式 13）
- オ 見積書（様式 14）
- カ 企画提案を求める具体的内容（任意様式）

(4) 提出部数

- 正本 1部
- 副本 各10部

(5) 提案書の取り扱い

- ① 提出された書類等は返却しない。
- ② 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ③ 本市は、本提案に関する情報の開示その他必要があると認めるときに、提出された書類を提案者の承諾を得ずに無償で使用できることとする。なお、提案書に含まれる第三者の著作物に関する情報の開示などの使用に関して、提案者が当該第三者に承諾を得ておくこと。

12 審査(プレゼンテーション)

(1) 審査委員会

提案書の審査は、交通ネットワーク構築に向けた小諸駅前広場社会実験及び地域公共交通サービス評価業務委託プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）が実施する。

審査委員 5名以上（外部有識者複数名を含む）

(2) 実施日時、場所

令和6年6月17日（月）

時間及び場所については、提案者へ別途、担当部局から連絡する。

(3) 手続き

プレゼンテーションの順番は、提案書を提出した順番による。

(4) プレゼンテーションの方法

- ① 非公開にて実施する。
- ② プレゼンテーションの実施時間は1社あたり45分程度とし、説明が20分、質疑応答を25分程度とする。
- ③ プレゼンテーションは、原則提出した提案書に記載した事項のみ説明することとし、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明することも可とする。パン

コン、プロジェクター、スクリーン、ポインターについては、当市にて用意するが、その他は、各事業者が用意すること。なお、各事業者が持ち込むものについては、事前に担当部局へ電子メールで申請すること。

(5) 留意事項

- ① 説明は、管理技術者または担当主任技術者が行うこと。
- ② 会場への入室は3名までとし、電子メールにて事務局まで事前に申請すること。
- ③ プレゼンテーションは提案者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。
- ④ プレゼンテーション実施後、市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

13 審査方法

(1) 評価方法及び評価項目

提案者の提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目は次のとおりとする。

評価分類	評価項目	評価内容	配点
提案者の技術力	提案者の業務実績	交通社会実験業務等の実績	10点
		地域公共交通計画、評価業務等の実績	10点
業務実施体制の充実度	担当する管理技術者の業務実績	交通社会実験や公共交通サービス評価業務の実績	10点
	交通社会実験担当の主任技術者の業務実績	交通社会実験業務の実績	5点
	公共交通サービス評価担当の主任技術者の業務実績	公共交通サービス評価業務の実績	5点
業務実施方針、業務内容の妥当性	業務の理解度	業務の理解度の高さ	5点
	業務実施上の配慮事項の的確性	業務実施における各諸条件への配慮	5点
	業務内容の的確性	業務内容の的確性、その進め方	5点
	取組意欲	取組意欲の高さ	5点
課題に対する理解度 業務遂行に関わる提案	事業を円滑に進めるための留意点	課題に対する理解度の高さや、的確性、具体性	7点
	多極ネットワーク型コンパクトシティ形成への配慮事項	課題に対する理解度の高さや、的確性、具体性	7点
	ワーキンググループ運営にかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性	7点

	交通社会実験における歩行者滞留空間の評価にかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性	7点
	地域公共交通サービス評価の取りまとめ方法にかかる提案	課題に対する理解度の高さや、的確性	7点
価格の評価	見積額の優位性	見積額の優位性	5点
合 計			100点

(2) 得点化の方法

各審査委員は評価項目ごとに以下のとおり5段階の評価を行い、得点化する。評価は各審査委員別に行う。なお、得点化は、小数点第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	平均的である	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	満足できない／能力が乏しい	配点×0.00

(3) 評価点及び選定方法

① 評価点は全審査委員の評価点の合計点とする。

(満点=審査委員の人数×100点)

② 満点の2分の1を審査基準点とし、審査基準点以上のものを受託候補者とする。

③ 評価点数が最も高いものを第一位の受託候補者とする。

④ 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。

(4) 結果の開示、伝達

審査結果は令和6年6月下旬に書面にて提案者に通知する。あわせて、小諸市ホームページにも掲載する。

(5) 留意事項

① 提案者が1者であった場合も予定通り審査を実施する。

② いずれの提案者も審査基準点に達しなかった場合は、成果品の質を維持するために受託候補者無しとし、再度公募をかけるものとする。

14 辞退

(1) 提出書類

- ① 参加申請書を提出した提案者が何らかの事由でプロポーザルに参加しない場合は、担当部局に事前に連絡のうえ辞退届を提出するものとする。
 - ② 辞退届の様式は任意とするが、届出日、提案者名及び辞退事由を明記し、押印必須とする。
- (2) 受付期限
プロポーザル実施3日前(土、日曜及び祝日を含まない)までに事務局へ提出するものとする。
- (3) 提出方法
提出先へ持参すること。

15 業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された第一位の受託候補者に対しては、原則として当該業務を委託するものとする。ただし、共同事業体（JV）が第一位の受託候補者となった場合には、小諸市建設コンサルタント等業務入札参加の登録を行うこと。
- (2) 契約までの間に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わない。
- (3) 選定された受託候補者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 受託者は、提案書により提案された履行体制により、当該業務を誠実に履行するものとする。
- (5) 受託者は、小諸駅前広場設計業務及び地域公共交通計画策定業務（令和7年度予定）の契約を予定する。

16 失格要件

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定中に、提案書に記載された管理技術者が担当できないことが明らかになった場合
- (4) 選定後に、提案書に記載された管理技術者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 選定中に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされた等で経営状態が著しく不健全であると認められる場合

- (7) 辞退届を提出した場合
- (8) 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合
- (9) その他、審査委員会において不適切と認められた場合

17 その他

(1) 提供する資料

小諸市都市計画マスタープラン

小諸市立地適正化計画

令和5年度小諸駅前交通社会実験報告書

小諸駅前広場平面図

令和4年度地域公共交通実績報告書（こもろ愛のりくん、市内巡回線）

小諸市コミュニティバス運行事業に係る基本的な考え方

小諸市地域公共交通網形成計画（ただし、計画期間終了）

その他必要と認めた資料

(2) 言語及び通貨

本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(3) 費用負担

本プロポーザルにおける費用は、すべて提案者の負担とする。